

外国送金ISO20022移行に伴うご対応依頼について

外国送金にかかる代表的な決済ネットワークであるSWIFT（国際銀行間通信協会）は、外国送金に使用する電文につき、2023年3月から国際標準規格であるISO20022の利用を開始しており、各金融機関は2025年11月までにISO20022への移行が必要となります。ISO20022移行により外国送金のメッセージ書式が、従来のMTと呼ばれるフォーマットからMXと呼ばれるフォーマットに変更になります。

千葉銀行では **2025年7月22日（火）** より、フォーマット移行を予定しております

お客さまへのご案内・ご依頼

● 送金に必要な情報の再確認について

現在ご入力いただいている情報に追加で入力が必要となる項目や入力項目の変更があります。事前に、お受取人さまへMXフォーマットでの入力情報についてご確認をお願いいたします。

● 新フォーマット移行後の送金ルートについて

従来の送金ルートとは異なることがあります。
これにより、送金到着まで日数を要したり、経由する銀行により手数料が差し引かれたりする場合があります。

● 移行日前後の「外国送金事前ネット受付サービス」でのお申込について

2025年7月22日(火)以降の送金について、銀行間手続きに通常よりお時間を要する可能性があります。
お時間に余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

2025年7月17日(木)までに ご来店いただき、送金お手続き が完了した場合	現在のお申込画面での情報で送金されます。
2025年7月18日(金)に ご来店いただき、送金お手続き が完了した場合	現在のお申込画面にはISO20022に準拠する情報（船積地や仕向地の国名など）の入力項目がないため、ご来店時や送金お手続き後に追加でお伺いさせていただくことがございます。
2025年7月18日(金)までにお申込され、 2025年7月22日(火)以降にご来店される場合	ISO20022に準拠する情報が必要となります。 2025年7月18日(金)までのお申込画面から変更された項目や追加となった項目については、ご来店時に修正や追加入力をいただく必要がございます。 ※お支払口座のお届け印またはキャッシュカード（キャッシュカードは個人のお客さまのみ）を必ずご持参ください。

● CSVファイルについて

ISO20022に準拠した新しいフォーマットに変更になることに伴い、2025年7月22日(火)以降のお申込み画面では、**2025年7月18日(金)以前にダウンロードされたCSVファイルはご利用不可となります。**

※2025年7月22日(火)以降のお申込時に新たにCSVファイルをダウンロードいただくことで、次回以降はCSVファイル読み込み機能をご利用いただけます。

- 各国中央銀行の定めた送金先銀行への通知が必要な情報（送金目的コード等）は、ご入力いただく項目や文言が現行フォーマットから変更となるものがあります。
- 2025年5月現在の情報です。新フォーマット移行前の金融機関も存在するため、今後、対象国の追加や入力項目の変更および削除が発生する可能性があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

各国共通

◆受取人銀行について

- ・ 「SWIFTコード」を保有している金融機関への送金は、**「SWIFTコード」のご入力が必要**となります。
- ・ 「SWIFTコード」を保有していない金融機関へ現地通貨建送金（例：アメリカ向けUSD建送金）をされる場合は、「決済機関コード・銀行コード（CLEARING SYSTEM IDENTIFICATION CODE）」および正確な銀行名・銀行住所の情報が必須となります。
- ・ お受取人さまより「SWIFTコード」と「決済機関コード・銀行コード」の両方を入力する指示がある場合は、どちらの欄にもご入力いただけます。
※両方のコードをご入力された場合、送金ルートを選定は「SWIFTコード」が優先されます。
※コード入力について判断に迷う場合はお受取人さまにご確認をお願いいたします。
- ・ 「SWIFTコード」や「決済機関コード・銀行コード」がご不明な場合、お受取人さまにご確認をお願いいたします。（「SWIFTコード」は「BICコード」や「SWIFT BIC」と呼ばれることもあります。）
- ・ 「SWIFTコード」や「決済機関コード・銀行コード」が無い金融機関への送金はお受付することができません。

◆中継銀行について

- ・ ご入力は任意です。
- ・ 中継銀行は「SWIFTコード」を保有している金融機関のみご指定可能です。
- ・ 「SWIFTコード」がご不明な場合は、お受取人さまにご確認をお願いいたします。

◆受取人口座番号について

- ・ お申込み時に「IBANコード」が「IBANコード以外」のご選択が必要となります。

◆IBAN採用国について

- ・ 受取人銀行の「SWIFTコード」と受取人口座番号の「IBANコード」のご入力が必要となります。
両方のご入力がない場合、手数料を差し引かれて資金返却される可能性がありますのでご注意ください。
- ・ 「決済機関コード・銀行コード」は「IBANコード」内に含まれているため入力不要です。
- ・ IBAN採用国は、お受取人さまにご確認いただくか、SWIFTが公表している[IBAN Registry](#)でご確認いただくことが可能です。

◆原産地・船積地・仕向地について

- ・ 送金目的が「貿易取引」「仲介貿易取引」の場合、船積地・仕向地に国名のご入力が追加となります。
（原産地は国名、船積地・仕向地は国名と都市名のご入力が必須となります。）

Bahrain バーレーン

◆送金先銀行宛の通知について

- 送金目的に応じた現地の「送金目的コード」が必要となります。

BENEFRES/BH//**XXX**/ 中で**XXX**の部分が送金目的コードです。

ご依頼画面	ご入力項目	ご入力例
ちばぎんインターネットEBサービス 〈Web-EB〉外為サービス	「現地当局宛て報告事項につ いて」の 「その他の報告事項」	BENEFRES/BH// XXX / 
外国送金事前ネット受付サービス	「現地当局宛て報告事項」の 「その他の報告事項」	



お受取人さまへご確認いただいた送金目的コード
(アルファベット3桁) をご入力ください。

China 中国

◆受取人住所・受取銀行住所のご入力について

- 「都市名」と「省名」は必ず両方ご入力ください。
なお、直轄市である北京市・上海市・天津市・重慶市は「省名」がありませんので、「省名」欄には「都市名」をご入力ください。

◆現地の取引規制について

- 受取人外貨口座（USD、EUR、JPY等）は使用目的によって「貿易代金」「貿易外代金」「資本取引」の3種類に分類されており、送金目的に則した受取人口座番号をご入力いただく必要があります。
- 送金目的に則していない場合、入金遅延や資金返却（それに伴う手数料発生）の可能性があります。
入金可能な口座番号かお受取人さまへご確認のうえお申込みください。
- 「貿易代金」「貿易外代金」「資本取引」は合算せず別々に送金してください。
合算で送金した場合、入金遅延や資金返却（それに伴う手数料発生）の可能性があります。

◆中国元（CNY）建送金について

- お申込みは「送金人」「受取人」どちらも法人のお客さまに限ります。
- インボイスNo.等のご入力が必要となる場合があります。
入力項目は「受取人へ通知するメッセージ（Remittance Information）」と「受取人へ通知する参照番号（End To End Identification）」がございしますので、入力指示の有無および入力項目はお受取人さまへご確認ください。
- その他、「中国元建外国送金を行うお客さまへ」をご確認ください。
※初回お取引時のみ「中国元建外国送金に係る念書」のご提出が必要です。

Cyprus キプロス

◆送金先銀行宛の通知について

- CONTRACT NO.とCONTRACT DATE（あるいはINVOICE NO.とDATE）の通知が必要となります。

ご依頼画面	ご入力項目	ご入力例
ちばぎんインターネットEBサービス 〈Web-EB〉外為サービス	「受取人へのメッセージ」の 「その他のメッセージ」	CONTRACT NO. CONTRACT DATE あるいは INVOICE NO. INVOICE DATE
外国送金事前ネット受付サービス	「受取人へ通知するメッセージ」	



改行は使用できませんので、NO.とDATEの区切りは半角スペースをご使用ください。

India インド

◆現地の取引規制について

- 送金通貨に関わらず具体的な送金理由を、送金先銀行宛に通知が必要となります。
送金理由の項目は具体的な取引・商品内容をご入力ください。
- 資本金等の投資に係る送金は、当局の許認可等が必要になる場合があります。
送金が可能な状況になっているかを事前にお受取人さまへご確認のうえお申込みください。

◆インドルピー（INR）建送金について

- 提携銀行（当行が外貨交換業務を委託している銀行）を介した外国送金になります。
- お申込みは法人のお客さまに限りです。
- SWIFTコードに加えて「インド国内銀行コード（INFSC）」が必要となる場合があります。
送金のご予定がある場合は、当行へ事前にご相談ください。
- その他、「提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。
※初回お取引時のみ「提携銀行を介した外国送金に係る念書」のご提出が必要です。

Indonesia インドネシア

◆送金先銀行宛の通知について

- ・ 貿易代金の送金の場合、送金目的コード（1011）と併せて、「インボイス番号」と「インボイス金額」を送金先銀行宛に通知が必要となります。

インボイス番号が123、インボイス金額がUSD12,345.00の場合は、以下のご入力例に記載した文言をご入力ください。（金額は、通貨の入力なし・カンマの入力なし・小数点以下入力あり）

ご依頼画面	ご入力項目	ご入力例
ちばぎんインターネットEBサービス 〈Web-EB〉外為サービス	「受取人へのメッセージ」の 「その他のメッセージ」	1011//123(12345.00)
外国送金事前ネット受付サービス	「受取人へ通知するメッセージ」	

＜インボイスが複数ある場合の記入方法＞

1011//インボイス番号(インボイス金額)インボイス番号(インボイス金額)
といったように、半角スペースや改行の入力なしで続けてご入力ください。

例えばインボイスが以下①②の2件の場合は、以下のご入力例に記載した文言になります。

- ①インボイス番号が123、インボイス金額がUSD12,345.00
- ②インボイス番号が456、インボイス金額がUSD45,678.90

ご入力例
1011//123(12345.00)456(45678.90)

Jordan ヨルダン

◆送金先銀行宛の通知について

- 送金目的に応じた現地の「送金目的コード」と送金理由の英語表記の通知が必要となります。

先頭のXXXXの部分には送金目的コードが入ります。
文末のXXXXXXXXXには送金理由が入ります。「送金理由」でご選択（またはご入力）されたものと同じ英語表記をご入力ください。

ご依頼画面	ご入力項目	ご入力例
ちばぎんインターネットEBサービス(Web-EB)外為サービス	「現地当局宛て報告事項について」の「その他の報告事項」	XXXX PURPOSE FOR XXXXXXXXX
外国送金事前ネット受付サービス	「現地当局宛て報告事項」の「その他の報告事項」	



お受取人さまにご確認いただいた送金目的コード（数字4桁）をご入力ください。



XXXXXXXXXには、送金理由と同じ英語表記をご入力ください。

Korea, South 大韓民国

◆韓国ウォン（KRW）建送金について

- 提携銀行（当行が外貨交換業務を委託している銀行）を介した外国送金になります。
- お申込みは法人のお客さまに限ります。
- 提携銀行の現地支店において「実需確認」の義務があり、お受取人さまへ実需を確認した後に受取人口座への入金を実施されます。そのため、お受取人さまの電話番号を必ずご入力ください。

ご依頼画面	ご入力項目	ご入力例
ちばぎんインターネットEBサービス(Web-EB)外為サービス	「金融機関への連絡事項」	受取人TEL:お受取人さまの電話番号
外国送金事前ネット受付サービス	「金融機関への連絡事項」	

- その他、「提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。
※初回お取引時のみ「提携銀行を介した外国送金に係る念書」のご提出が必要です。

Mexico メキシコ

◆受取人口座番号について

- 送金通貨に関わらず、受取人口座番号として「CLABE Account Number」（18桁）が必要となります。

ご依頼画面	ご入力項目
ちばぎんインターネットEBサービス 〈Web-EB〉外為サービス	「受取人口座」の項目の「その他の口座番号」にチェックし、 「口座番号」に18桁のCLABE Account Numberをご入力ください
外国送金事前 ネット受付サービス	「受取人口座（IBAN選択）」の項目は「IBANコード以外を選択」にチェックし、 「受取人口座番号またはIBAN」の項目に18桁のCLABE Account Numberをご入力ください

◆メキシコペソ（MXN）建送金について

- 提携銀行（当行が外貨交換業務を委託している銀行）を介した外国送金になります。
- お申込みは法人のお客さまに限りです。
- 海外銀行手数料負担区分は「送金人負担」のみとなります。
- その他、「提携銀行を介した外国送金を行うお客さまへ」のご確認をお願いいたします。
※初回お取引時のみ「提携銀行を介した外国送金に係る念書」のご提出が必要です。

Mongolia モンゴル

◆送金先銀行宛の通知について

- 送金通貨に関わらず具体的な送金理由の通知が必要となります。
 - 商品代金の場合「商品名」
 - サービス代金の場合「サービスの種類」
※例えば、経費（EXPENSES）のみでは内容が抽象的であると捉えられる可能性があります。
人件費や給与など具体的な英語表記をご入力ください。
 - 貸付金および貸付金返済の場合、以下いずれかの情報が必要となります。
「支払日（disbursement date）」
「最終支払期日(the final maturity date)」
「貸付期間(loan tenor)」

◆現地の取引規制について

- 資本金等の投資に係る送金は当局の許認可等が必要になる場合があります。
送金が可能な状況になっているかを事前にお受取人さまへご確認のうえお申込みください。

Thailand タイ

◆現地の取引規制について

- 送金内容によっては現地規制上の制約があります。
現地等で事前のお手続きが必要な取引かの確認および送金が可能な状況になっているかを事前にお受取人さまへご確認のうえお申込みください。
- 現地等で事前のお手続きが必要な取引の場合、手続き中の状況で送金すると、入金遅延や資金返却（それに伴う手数料発生）の可能性があります。
- 以下の送金目的の場合は現地の規制で入金不可となる可能性もありますので特にご注意ください。
 - 送金目的が資本金（払込、増資等）・貸付金・不動産取得の場合
 - 送金目的が証券や投資の場合

U.A.E アラブ首長国連邦

◆送金先銀行宛の通知について

- 送金目的に応じた現地の「送金目的コード」が必要となります。
BENEFRES/AE//**XXX** の中で**XXX**の部分が送金目的コードです。

ご依頼画面	ご入力項目	ご入力例
ちばぎんインターネットEBサービス 〈Web-EB〉外為サービス	「現地当局宛て報告事項につ いて」の 「その他の報告事項」	BENEFRES/AE// XXX 
外国送金事前ネット受付サービス	「現地当局宛て報告事項」の 「その他の報告事項」	



お受取人さまへご確認いただいた送金目的コード
（アルファベット3桁）をご入力ください。

Vietnam ベトナム

◆送金先銀行宛の通知について

- 送金通貨に関わらず具体的な送金理由の通知が必要となります。
例えば、貸付金や資本金については以下のように具体的なご入力が必要です。
 - 短期貸付金 SHORT-TERM LOAN
 - 長期貸付金 LONG-TERM LOAN
 - 出資金/資本拠出金 CAPITAL CONTRIBUTION